

大さん橋ギャラリーの施設利用規則

令和4年4月1日制定

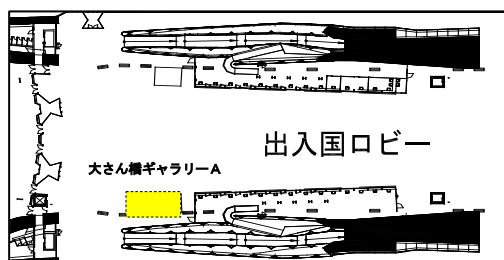
横浜港大さん橋国際客船ターミナル（以下「当施設」）における大さん橋ギャラリーの施設利用規則を定めます。

1 利用期間

- (1) 開催日は連続した7日間を上限とし、設営撤去を含みます。
- (2) 長期の展示を希望する場合は管理事務所と応相談となります。

2 利用場所

- (1) 大さん橋ギャラリーA（出入国ロビー内インフォメーション横の50㎡ 図の黄色枠）
- (2) ギャラリーA以外の出入国ロビーを希望する際は管理事務所と応相談となります。
- (3) 客船入港時や管理事務所が行うイベント等により、展示期間であっても急遽、利用日時や利用場所を調整・変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。



3 利用時間

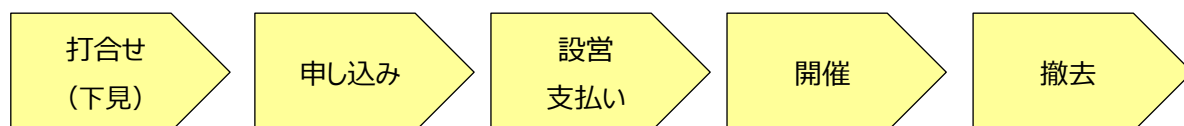
- (1) 午前9時から午後9時30分まで。（左記の時間の範囲でご希望の時間帯を決めていただきます。）
ただし、客船入港やその他の理由において開館、閉館時間に変更する場合がございます。その場合は変更時間に従っていただきます。

4 利用申込み

- (1) 利用開始日の3か月前から10日前まで受け付けます。
- (2) 「大さん橋ギャラリー利用申請書」と「大さん橋企画趣意書」を記入の上、FAXまたはお問合せフォーム（e-mail）にてお申し込みください。
- (3) 支払いは利用日当日、現金にてインフォメーション横の自動販売機で金額チケットを購入し、担当者またはインフォメーションスタッフへお渡しください。領収証の発行が可能です。

- (4) 打合せ（下見）を希望する際はあらかじめ管理事務所へ電話にて連絡の上、日時を調整してください。

フロー図



5 申込先

横浜港大さん橋国際客船ターミナル「大さん橋ギャラリー」担当

電話：045-211-2304 FAX：045-212-3872

eメール：お問合せフォームにてお申し込みください。

(件名に 大さん橋ギャラリーについて。とお書きください。)

6 利用対象

- (1) 利用目的が絵画、写真、陶芸、書道などの芸術・工芸作品の展示・発表であること。
- (2) 申込者は利用催事における団体・サークル等の「代表者」とする。法人の場合は催事担当者とします。
- (3) 市民一般が広く鑑賞できるもので、入場者を特定しない展示・発表に限ります。
- (4) 入場料またはそれらに類するものを徴収することはできません。
- (5) 営利目的でないこと。物品の販売をともしない展示・発表に限ります。
- (6) 企画内容によっては、管理事務所の判断でご利用をお断りする場合があります。

7 利用料金

- (1) 大さん橋ギャラリーA（インフォメーション横 50 m²）：12,500 円（込）（1日あたり）
- (2) その他 出入国ロビー：250 円／1 m²（1日あたり）
- (3) 横浜市内の小学校、中学校、高校は無料にてご利用いただけます。ただし、申込者は学校関係者に限ります。法人・代理店の場合は費用が発生いたします。

8 貸出備品（無料）

- (1) 三つ折りパーテーション 5 台
- (2) テーブル 2 台（イス 4 脚）
- (3) 掲示用フック若干

※追加備品の貸し出しを希望する方は

別途費用が掛かります。また時期や場所によっては追加での貸し出しできない場合もございます。



9 個人情報

- (1) 入手した個人情報は本件利用以外で使用することはありません。

10 禁止事項

- (1) 第三者への使用権譲渡や転貸を含め、予約時の目的と異なる用途で使用する事。
- (2) 著作権や第三者の権益を侵害する恐れがある作品、または法令で販売が禁止されている商品の展示。
- (3) 公序良俗に反する使用や危険を伴う使用、騒音・喧嘩・暴力などにより周囲に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 許可のない販売行為。
- (5) 建物、付帯設備、備品の損傷行為。(損害を与えた場合は賠償の対象となります。)
- (6) 政治活動、宗教活動、反社会的組織による利用、不法行為、善良な風俗を乱す行為及びそれらに類似するもの。
- (7) 通路や点字ブロックをふさぐ、占拠する行為。消防設備の前に物を置く行為。
- (8) CIQ プラザや屋上の芝生等の立入禁止エリアへの入場。
- (9) クルーズデッキの占有利用
- (10) 指定場所以外での喫煙
- (11) 会期中利用場所(展示スペース)での喫煙、ペットの持ち込み。

※禁止事項違反により、継続利用が困難と認められる場合は、直ちに利用を中止していただくことがあります。その場合受領済み費用はご返金しません。

11 利用の制限

- (1) 上記「禁止事項」に該当する場合
- (2) 「施設利用申請書」の記載に虚偽の申請があった場合
- (3) 管理者の注意・指示に従わない場合
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- (5) 客船入出港やイベント開催等により当施設内が混雑する場合
- (6) 客船入出港予定が変更した場合

※上記の項目に該当すると管理者が判断した場合、予約を受け付けず、また予約成立後であっても利用をお断りすることがございます。尚、このために生じた損害の賠償はいたしません。

12 利用時の注意事項

- (1) 荷物、貴重品等の管理は各自で管理し、万が一事故、盗難、紛失等について管理者は責任を負いません。

- (2) 万が一、火災、盗難、紛失、破損、不慮の事故、災害などが発生した場合、当施設ではその責任・負担は一切負いませんので予めご了承ください。保険等が必要な場合は利用者側でご加入下さい。
- (3) ご利用の期間中に床の隙間へものを落とすと取ることができません。また、床材に対し汚損された場合は速やかにお申し出ください。
- (4) ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (5) 裸足で歩いたり、手をついたりするとトゲが刺さる場合がありますのでご注意ください。
- (6) 施設では管理者の指示に従ってください。
- (8) 利用場所（展示スペース）での飲食は、ご遠慮ください。（水分補給目的は可）
- (9) 利用場所（展示スペース）でのレセプション、パーティーはできません。
- (10) 設営・撤去の作業は利用者側で行い、原状回復願います。
- (11) 駐車場の減免措置はございません。
- (12) 使用終了後は必ず原状回復をお願い致します。
- (13) 当施設の設備、什器備品など損傷、紛失された場合は実費賠償を申し受けます。
- (14) 利用風景など撮影させていただく場合がございます。

お問い合わせ

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

指定管理者：一般社団法人横浜港振興協会

大さん橋ギャラリー担当

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4 Tel.045-211-2304 Fax.045-212-3872